

社会福祉法人 福知山シルバー
ニコニコハウス ケアハウス 運営規程

第1章 施設の目的、及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福知山シルバーの設置運営する軽費老人ホーム ニコニコハウス ケアハウス（以下、「施設」という。）の運営、及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、入居者の生活の安定、及び生活の充実を図ることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによる。

(運営方針)

第2条 施設は、入居者の意思、及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視し、社会福祉事業に関する熱意、及び能力を有する職員による適切なサービスの提供を行い、保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

その他、日常生活上必要な便宜を提供することにより、入居者が安心して生き生きと明るく生活していただけるよう、万全を期することを基本理念とする。

第2章 職員、及び職務

(職員)

第3条 施設は、「軽費老人ホームの設備、及び運営に関する基準」において定められた所定の職員を含み下記のとおり配置するものとする。

- | | | |
|-----------|----|------------|
| (1) 施設長 | 1名 | (配置基準 1名) |
| (2) 生活相談員 | 1名 | (配置基準 1名) |
| (3) 介護職員 | 2名 | (配置基準 2名) |
| (5) 事務員 | 1名 | (配置基準 1名) |
| (6) 調理員 | 2名 | (配置基準 適当数) |

2 前項の他、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

(職務)

第4条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行い、入居者の人権を尊重し、人としての尊厳と誇りに配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが心豊かな人間形成への自己啓発に努めるものとする。

- (1) 施設長は理事長の命を受け、施設職員を指揮監督し施設の業務を統括するとともに、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故等あるときは、予め施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

- (2) 生活相談員は、入居者の生活相談、助言、支援等の業務に従事する他、入居者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画、又は介護予防サービス計画を作成する居宅介護支援又は介護予防支援の事業者との密接な連携、並びに居宅サービスその他の保健医療福祉サービスの提供者との連携を行う。
- (3) 介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (4) 栄養士は、献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに、調理業務従事者の指導業務を行う。
- (5) 事務員は、庶務、及び会計業務に従事する。
- (6) 調理員は、入居者の給食業務に従事する。

第3章 入居者に提供するサービスの内容、及び入居料その他の費用の額

(食事の提供)

第5条 食事は、栄養並びに入居者の身体の状況、及び嗜好を考慮したものとする。入居者に対し基本、毎日3回食事の提供を行う。

2 食事の時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前7時15分～午前8時15分
- (2) 昼食 午前12時00分～午後1時00分
- (3) 夕食 午後6時00分～午後7時00分

3 食事の場所は、原則として食堂とする。又予め連絡があった場合は、衛生上可能な一定時間(2時間以内)食事を厨房内に置き置きすることができる。

4 献立表は、1週間毎に掲示することとする。

5 施設長と職員は、交替で検食を毎食毎に行い、これを記録することとする。

6 厨房、食品貯蔵室、厨房専用便所等は、関係者以外の立入を規制し、特に清潔安全に保持するよう管理することとする。

7 前項に定める場所に立入る者は、月1回以上検便を受けなければならない。

(入浴)

第6条 入居者の入浴については、施設内に設けた入浴設備を利用して毎日入浴することができる。

2 入浴に際しては、他の入居者に配慮し、清潔の維持に留意するとともに、施設が定める「入浴のきまり」を遵守することとする。

- (ア) 浴槽内で身体を洗わないこと。
- (イ) タオルを浴槽につけないこと。
- (ウ) 浴室で洗濯をしないこと。
- (エ) 浴室で汚物を流さないこと。
- (オ) 浴室で毛をそめないこと。

3 入居者は感染性の疾患の疑いがあるときは、速やかに職員に相談しその指示に従うものとする。

(相談、援助)

第7条 施設は、入居者、又はその家族に対して、各種相談に応じるとともに、余暇の活用、及び在宅福祉サービスの活用等必要な助言、その他の援助を行う。

- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者が行うことが困難である場合は、その入居者の意志をふまえて施設が必要な支援を行う。
- 3 入居者から、要介護認定の更新や再認定の申し出があった場合、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携を行う。

(協力医療機関等)

第8条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、予め協力医療機関を定めておかなければならない。

- 2 施設は、予め協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(健康の保持)

第9条 入居者の健康管理を確保するため、年1回以上の健康診断（胸部撮影）を行う等必要な援助を行うものとする。

- 2 入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関の紹介等必要な援助を行うものとする。

(入院期間中の対応)

第10条 入居者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、又は3か月経過しても退院できない場合は、入居者の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後、再び円滑に施設で生活することができるよう入居者、家族と協議することとする。

(入居料等)

第11条 入居料は、「サービスの提供に要する費用」「生活費」及び「居住に要する費用」の合算額、及び施設が行う基本サービス以外の居室にかかる水道、電気、ガス等の費用、及び11月から3月までの期間に限り徴収する冬期加算費とする。

- 2 入居者は、毎月の基本入居料等を施設の指定する日までに指定の方法により支払わなければならない。
- 3 入居者は、居室にかかる水道、電気、ガス等の費用、及び施設が行う特別なサービスに要する費用を、支払うものとする。
- 4 入居者は、入居料などの支払い、損害の賠償、原状回復費用、その他この契約から生じる責務を担保するため、入居契約締結と同時に10万円を保証金として支払うものとする。

(入居料の額)

第12条 施設の基本入居料の額は、「サービスの提供に要する費用」及び「生活費」については京都府補助金要項の定める基準に基づき、「居住に要する費用」については、環境、及び建物設備を良好な状態に維持するための費用として、理事長が定めるものとする。

(預り金)

第13条 施設は、入居者が所有する預金通帳、及び印鑑について、入居者、又は家族から保管の申し出があった場合必要な事項を定め、その適正な管理の確保を図るものとする。

第4章 入居者の資格、及び入居料

(入居者の定員)

第14条 施設の入居者定員は、35名とする。

(入居者の資格)

第15条 施設を利用できる者は、次の(1)から(6)のすべてに該当する方に限る。

- (1) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる方、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方であって日常生活が独立して維持できる方。
- (2) 年齢が60歳以上である方。但しその方の配偶者、その他特別な事情により、その方と共に入居することが必要と認められる場合はこの限りではない。
- (3) 家族と同居することが困難な方。
- (4) 伝染病疾患がなく、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能な方。
- (5) 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な方。
- (6) 身元保証人が得られる方。但し真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

(退居)

第16条 入居者が次の各号の一に該当する場合は入居契約を終了することとする。

- (1) 入居者の死亡
- (2) 入居者から契約解除届の提出がありこれを受理したとき。
- (3) 次の規定により入居契約を解除したとき。

(入居契約の解除)

第17条 施設長は、入居者を次の各号の一に該当すると認めたときは入居契約を解除することができる。

- (1) 不正、又は偽りの手段によって入居承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく入居料を3か月以上滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
- (3) 居宅介護サービス提供を利用しても尚、常時介護を必要とし、施設での生活が著しく困難となったとき等、特別養護老人ホーム入所対象程度の心身の状況になったとき。
- (4) 身体、又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となったとき。
- (5) 施設の承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作、模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき。
- (6) 前各号の他、共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける等、施設の生活が

著しく不適當と思われる事由が生じたとき。

- 2 施設長は、入居時に契約の解除となる条件について、十分説明し、契約を解除するに至った場合は具体的に理由を明示するものとする。
- 3 施設は入居者に対し、施設からの契約解除通告に伴う予告期間中に、必ず入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、入居者、身元保証人、その他関係者、関係機関と協議し、入居者の移転先の確保につき協力するものとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

（基本原則）

第18条 入居者に対するサービス内容については、施設は老人福祉法の理念に基づき入居者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。又施設はサービスの提供にあたり、入居者、又はその身元保証人に対して処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

（居宅介護サービスの利用）

- 第19条 入居者は、入居後に身体状況の変化等により要介護認定を受けたときは、介護サービス、生活援助サービスを利用することができるものとする。
- 2 前項の場合、サービスの利用は入居者の希望を尊重し、施設は、居宅介護支援事業所と連携し、必要な助言を行うものとする。

（専用居室）

- 第20条 専用居室は、原状のまま使用する。
- 2 専用居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行う。又専用居室のゴミ、廃棄物は、入居者が定められた場所まで運搬する。
 - 3 専用居室において、備え付けの機器については利用できることとする。
 - 4 入居者が故意、又は重大な過失により専用居室を汚損、破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。
 - 5 身体状況の変化等により、居室内の模様替え等を必要とするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。
- この場合、原則として退居時に原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

（居室の変更）

- 第21条 入居者が次の各号の一に該当するときは、居室を変更することができる。
- （1） 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。
 - （2） 前号の他、居室の変更が必要と認められるとき。

（転貸等の禁止）

第22条 入居者は、居室を転貸、又は譲渡もしくは入居者以外の方を同居させることができない。

(共用施設、設備)

第23条 共用施設、設備は、相互互譲の精神をもって利用するものとする。

- 2 施設、設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が入居者と協議の上決定するものとする。
- 3 入居者は、専用居室以外の場所に私物を置いてはならない。
- 4 共用施設、設備の清掃、維持管理は施設職員が行う。
- 5 入居者が故意、又は重大な過失により共用施設、設備を汚損、破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

(起床、就寝)

第24条 起床、就寝の時間に制約はないが、テレビ、ラジオ等の音量に留意する等、他の入居者の生活に十分な配慮をしなければならない。

(外出、及び外泊)

第25条 入居者は、外出、又は外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出先、外泊先、施設へ帰着する予定日時等を、施設長に届出るものとする。

(緊急時の対応)

第26条 入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急な事態が生じたときは、入居者専用回線、電話等によりいつでも職員の対応を求めることができる。

- 2 職員は、入居者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。
- 3 入居者が、予め契約時に届け出ている、医療機関、及び緊急連絡先へも速やかに連絡する。

(入居の申し込み)

第27条 施設への入居希望者は、入居申込書を提出するものとする。

- 2 施設は、入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入居申込者名簿に登録しなければならない。

(入居希望者の面接調査)

第28条 入居希望者の調査は、入居希望者、及び入居相談者との直接面接により行うものとする。

- 2 前項の調査にあたっては、入居希望者本人の健康診断書、又フェイスシートの提出を求め、健康状態を確認するものとする。

(入居の承認等)

第29条 前条の調査の結果、入居を適当と認めた方に対しては、入居を承認する旨を、又入居を不適当と認めた方に対しては、入居を不適当と認めた旨を入居希望者、及び身元保証人宛に通知しなければならない。

(入居契約の締結)

第30条 入居にあたっては、予め入居希望者、及びその身元保証人対し、契約書、重要事項説明書を交付し、かつ説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(入居者台帳の整備)

第31条 新たな入居者については、従来の生活状況、家族状況など必要な事項の聴取を行い、それらの調査結果を入居者台帳に記録整備しなければならない。

(家族、身元保証人の利用)

第32条 入居者が家族、身元保証人等の宿泊を希望するときは、予め施設長に届け出てその承認を得て利用できることとする。

2 一時的な疾病等により看護、又は介護が必要となったときは、家族、身元保証人等を居室に宿泊させることができることとする。

3 前2項に定める宿泊者が食事の提供を希望するときは、その2日前に申出ればこれを利用できることとする。

(自主活動)

第33条 入居者は、施設が指定する場所を使って自由に趣味、教養の活動をすることができる。

第6章 非常災害対策

(夜間の管理)

第34条 夜間は宿直員を配置し、施設の安全管理と緊急連絡の業務にあたる。

2 夜間の午後8時から翌朝午前6時までは玄関を施錠する。但しやむを得ない事由により開錠の申出があったときは臨機に対応する。

(災害、非常時への対応)

第35条 施設は、消防法令に基づき、消火設備、非常放送用設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設ける。

2 施設職員は、常に災害防止と入居者の安全確保に努めなければならない。

3 施設は消防法令に基づき、非常災害に係る防災委員を定め、具体的な消防計画等、防災計画を立て災害時における関係機関への通報、及び連携体制を整備し施設職員に周知するとともに、定期的に(年2回以上)避難・救出その他必要な研修、及び訓練を行うものとする。

4 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

5 施設は、平常時の対応(必要品の備蓄等)、緊急時の対応、他施設、及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

6 入居者は、防災等の緊急事態の発生に気づいたときは、最も適切な方法で職員に事態の発生を知らせることとする。

7 施設の火災通報装置は、煙検知や熱検知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっているものとする。

(防火管理者)

第36条 施設長は、消防法に定める防火管理者を定めなければならない。

2 防火管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 消防計画の作成に関すること。
- (2) 消火、通報、及び避難の訓練実施に関すること。
- (3) 消防用設備等の点検整備に関すること。
- (4) 火気使用、又は取扱の指導監督に関すること。
- (5) その他、防火管理上必要な業務に関すること。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(入居者留意事項)

第37条 施設長は、円滑な施設運営を期するため、入居者留意事項について、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

(面会)

第38条 入居者を面会に訪れる外来者は、玄関に備え付けの台帳にその氏名、及び必要事項を記載するものとする。

2 宿泊する場合には、予め施設長に届け出てその承諾を受けなければならない。

3 施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(施設内の禁止行為)

第39条 入居者、及び職員は、施設内で次の行為をしてはいけない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等、他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 館内で火気を用いること。
 - (ア) 指定した場所以外での喫煙は禁止。
 - (イ) 油を燃料とする暖房器具の使用禁止。
 - (ウ) ろうそく、線香、もぐさ等の使用禁止。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意、又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
- (6) 施設内において、金銭の貸借や商品の販売を行うこと。
- (7) 動物の飼育を行うこと。

(秘密の保持)

第40条 施設職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た入居者、又はその家族の秘密を漏らしはならない。

2 施設は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者、又はその家族の

秘密を漏らすようなことがないよう、措置を講ずるものとする。

- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入居者、入居者の後見人、入居者の身元保証人に関する情報提供の必要がある場合は、必要情報を提供する。

(衛生管理)

第41条 施設は、入居者の利用する設備や飲用水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 調理、及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われなければならないこと。尚食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならないこと。
- (2) 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。
- (3) 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。
- (4) 食中毒、及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保つこと。
- (5) 特にインフルエンザ対策等、その発生、及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。
- (6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

- 2 入居者は施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、又施設に協力するものとする。

(感染症対策)

第42条 施設において、感染症、又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における感染症、又は食中毒の予防、及びまん延の防止のための対策委員会（WEB会議等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、施設職員に対し、周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症、又は食中毒の予防、及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設は、職員に対し、感染症、及び食中毒の予防、並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 前各号に掲げるものの他、別に厚生労働大臣が定める感染症、又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
- (5) 平時からの備え（備蓄品の確保等）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

(事故発生の防止、及び発生時の対応)

第43条 施設は、事故の発生、又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合、又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、

その分析を通じた改善策について、施設職員に周知徹底する体制を整備すること。

- (3) 事故発生の防止のための委員会（WEB会議等を活用して行うことができるものとする。）及び施設職員に対する研修を定期的に（年2回以上）行うこと。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。
 - 2 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかな対応と迅速な処理を行うものとする。又入居者の緊急連絡先、及び京都府、福知山市に対し連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況、及び事故に際して取った処置を記録するものとする。
 - 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第44条 入居者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者、又はその家族に報告することとする。尚苦情申し立て窓口は、重要事項説明書に定める。

（重要事項の揭示）

第45条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、入居料、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示するものとする。

（外部評価）

第46条 施設にかかる第三者評価事業を3年に1回受審するものとし、この結果を法人ホームページ等にて公表するものとする。

（地域社会の連携）

第47条 施設長は、地域社会との連携に努め、入居者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮することとする。

（事務、及び業務処理）

第48条 施設の事務処理、及び業務運営にあたっては、法令、諸規程、施設の業務処理方針等に定められたところに従い適切な処理に努めなければならない。

（備付簿冊）

第49条 施設長は、業務の遂行上、又は入居者の処遇上に必要な簿冊等を整備し管理保存しなければならない。

（職員の質の確保）

第50条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 施設は、入居者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者

その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

(入居者の処遇)

第51条 施設は、入居者の処遇にあたっては、当該入居者、又は他の入居者等の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他入居者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わない。

2 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様、及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 身体的拘束適正化検討委員会(WE B会議等を活用して行うことができるものとする。)を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(3か月に1回以上)開催する。又新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

(虐待の防止)

第52条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生、又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会(WE B会議などを活用して行うことができるものとする。)を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、施設職員に周知徹底を行う。

(2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

(3) 施設職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。

(4) 虐待、又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに京都府、及び福知山市に報告を行い、事実確認のために協力する。又当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、施設職員に周知するとともに、京都府、及び福知山市に報告を行い、再発防止に努める。

(5) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

(ハラスメント対策)

第53条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、相当な範囲を超えたものにより施設職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(改正の手続き)

第54条 この規程を改正、廃止するときは理事会の承認を得るものとする

附則

(施行)

この規定は、平成26年 4月 1日一部改正する。

この規定は、平成28年 4月 1日一部改正する。

この規定は、平成31年 4月 1日一部改正する。

この規定は、令和 4年 4月 1日一部改正する。